

令和3年6月24日

川西市議会議長

平岡 譲 様

建設公企常任委員長

松隈 紀文

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

建設公企常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和3年6月17日）

1. 議案第35号 財産の無償貸付について

議案第45号 令和3年度川西市病院事業会計補正予算（第1回）

議案第35号の概要

本案は、東畦野5丁目地内の土地5583.9平方メートルを医療法人晴風園に無償貸付するにつき、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。

議案第45号の概要

土地の無償貸付に伴う予算の補正及び重要な資産の処分を行おうとするもので、収益的収支の病院事業費用に特別損失1億5172万6000円を追加するとともに、東畦野5丁目210番 外13筆の土地を一般会計に移管するため処分しようとするもの。

質疑の概要

問 議案質疑資料によると、今回無償貸付しようとしている土地の中に農業用水路が含まれているが、地元の水利組合等の同意は得ているのか。また、治水面からみて、貸付対象地の水路を廃止しても問題ないのか。

答 当該水路は、農業用としてはほとんど使用していないと聞いており、管理する水利組合から用途廃止同意書もいただいている。また、治水面に関しても、水利組合が現状を十分に認識したうえで同意書を提出されたものと理解しているが、大雨の際の影響については再度検証する必要性を認識しており、最終的な確認を行ったうえで支障が出ないように対処していきたいと考えている。

問 北部地域で病院を経営することの難しさは、市立川西病院の経営を通じて十分認識するとともに、阪神地域の医療圏域を見据えて地域医療を考慮しなければならないことも理解できる。しかし、無償貸付を行う相手方の法人が、近隣自治体において同様の規模の病院を自力で運営されていることから、今回、無償で土地を貸し付けようとする理由を伺いたい。

答 当該土地については、北部診療所案での福祉医療施設の誘致に際して、無償貸付を検討するとしていたことが前提となっている。

また、市立川西病院は急性期病院にもかかわらず経営が厳しい状況であったが、更に収益性の低い回復期病院を同地域で運営することとなると、近隣自治体における同様の病院の経営とは全く条件が異なり、厳しい経営になることが予測されることから、一定の支援が必要になると判断したところである。

問 当該地域は、都市部と違い民間病院が自力で土地を取得して進出するような条件ではないものの、仮に賃借料を積算すると年間約1100万円となると仄聞している。このような中で、市が土地を無償で貸付するに見合うだけの市民にとってメリットがあるのか、市の見解を伺いたい。

答 今日、病院の利益率が非常に低く、コロナ禍といったリスクが高い状況下において、急性期病院でさえ経営が厳しかった場所で、地域包括ケア病床を含む回復期病床が確保でき、外来診療も提供されるといったことを踏まえると、無償貸付に見合うメリットがあると考えている。また、貸付の相手方の法人に対しては、地域医療の安定供給を担保するよう求めており、同法人も非常に厳しい経営判断の中で、当該地域に進出する決断をされたものと理解している。

問 市においては、行財政改革における補助金等の見直しの中で、土地の貸付についても見直し、ルールを定めようとしているものの、この市立川西病院の跡地活用においては、福祉施設の誘致も含めて無償貸付を前提としている。これは、市の行財政改革の方針と乖離するように感じるが、市の見解を伺いたい。

答 従来、市が土地を無償貸付してきたことについては、予算書等に計上されていないことから、議会での審議といった民主主義の統制を受けないことが問題であると考えている。そこで、行財政改革の推進にあたっては、いわゆる「隠れた補助金」とならないよう、それぞれの土地の無償貸付に関して、無償で貸与するに値するのか精査することとしている。

今後、福祉医療施設の誘致に際しても、土地の無償貸付は市民の要望を受け入れた施設にするための大きな要素であると考えているが、条例に定められたルールに合致し、議決が不要な場合であっても、プロセスや金額等について透明化を図っていく考えである。

問 今回、土地を無償で貸付するといった政策判断を行う際に、重視した点について伺いたい。

答 今回の政策判断で最も重視したのは、市立川西病院の移転に伴い病床が無くなる北部地域において、160床の病床が確保できる絶好の機会と判断したことである。土地の貸付についても、有償であるべきとの意見があることは承知しているが、相手方との交渉の中で、無償で土地を貸付してでも一定数の病床を確保し、その前提の条件として地域医療に貢献していただくことが得策であるとの判断したものであり、これにより地域医療全体に必要な病院になるものと考えており、こういった趣旨について、地域住民に引き続き説明していきたい。

問 土地の無償貸付は、法人の厳しい経営環境を慮る側面もあると考えるが、10年に及び貸付期間の中で、経営改善が図られることで経営状況が好転する場合や、期待する外来収益に至らない事態も想定される。このような場合についても、無償貸付を継続する考えか。

答 病院経営は単年で捉えるべきでなく、法人として総合的な経営をしていることから安易に経営評価できるものではない。特に、外来患者の受け入れ等については、地域医療連携法人を組織し、川西・猪名川地域の医療提供体制を構築していることに鑑み、同法人内で議論されるものであり、このようなことから、契約期間中の無償貸付を変更する考えはない。

問 無償で土地を貸し付ける以上、市が相手方に求める政策が実行されているか、監視する機能の構築が必要であると考え、市の見解を伺いたい。

答 土地の無償貸付による病院誘致については、北部地域の住民と協議をして進めてきた経緯もあり、小児科や応急診療の部分については、市も負担することとなっている。そのような中で、指定管理者制度にあるモニタリングとまではいかないが、本市も地域医療連携法人の一員として参画するため、地域代表も参画した評議会の中で慎重な協議を行っていききたい。

特記事項

議案質疑資料あり(1.無償貸付する土地の路線価格、想定価格とその算定根拠についてほか)

審査結果 議案第35号 原案可決(賛成多数)

議案第45号 原案可決(賛成多数)

2. 議案第42号 令和3年度川西市一般会計補正予算(第3回)

議案の概要

第1表 歳出第8款土木費。

質疑の概要

問 空き家調査アプリの実証実験を行い、その結果を踏まえてアプリを活用していくことになると考えるが、今後の具体的なスケジュールを伺いたい。

答 これまでの空き家の調査が非効率だったところもあり、日々の苦情対応などに使っていきたい。また、空き家調査を市内全域で実施したいと考えており、まずはニュータウンが多い中部と北部を中心にスタートし、秋以降に南部を調査する際、できるだ

け早い時期にアプリを活用していきたい。

問 今回のアプリを活用して得た調査結果のデータをどのように管理し、どのように活用していくのか伺いたい。

答 現在、市では日常の苦情対応のデータは持っているが、今回、アプリを活用して客観的に調査した結果を、別のデータベースにより構築していきたいと考えている。

構築したデータベースを直接住民に見ていただくことは考えていないが、調査に際しては、地域住民と連携しながら課題を共有し、空き家問題の課題解決に向けた対策を講じていきたい。

問 空き家のデータベースを構築して、流通基盤の整備を進めていくにあたっては、空き家対策ナビゲーターやNPO法人兵庫空き家相談センターに協力いただくとともに、市内の不動産業者との連携等も必要になるものと考えているが、具体的な取り組みの方策を伺いたい。

答 今回の取り組みは、空き家を調査することで完結するものではなく、空き家を調査し、空き家となっている原因を探ったうえで、課題を解決しマッチングに結び付けていこうとするものである。したがって、調査段階では、空き家対策ナビゲーターやNPO法人兵庫空き家相談センター、流通の場面では宅建協会や宅建に関係するNPO法人等というようにあらゆるセクターからの助言、協力を得ながら事業を進めていきたいと考えている。

特記事項

議案質疑資料あり(1.土木費の住宅政策推進事業において、アーバン・イノベーション・ジャパンの本格稼働に至る実証実験の成果と内容について)

審査結果 原案可決(全員賛成)